

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百五十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）</p> <p>三 役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の二十四第二項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五 役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百五十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

2 当しない者であることを当該役員が誓約する書面
六〇十五 (略)

2 三〇十二 (略)